

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u> をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> | <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。)</u> として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3)～(7) 略</p> |
| <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(第6条第2項第2号ア及</u></p>   | <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児</u></p>   |

びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3)～(13) 略

休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間

(3)～(13) 略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。